

# もし結核になってしまったら？

## その1 結核の感染と治療

結核と診断されても、6カ月から9カ月間毎日きちんと薬を服用すれば治ります。

排菌していて他の方に感染させる可能性がある場合は入院治療となりますが、排菌がなくなった場合は外来治療となります。きちんと治療をしている方から、ほかの方に感染することはありません。

ただし、薬を飲んだり飲まなかったり、症状が良くなったからといって勝手に飲むのをやめてしまうと、薬が効かなくなってしまう治療が難しくなる場合があります。

結核と診断されたら、医師の指示を守って、治療終了まで薬を飲み続けましょう。

医療機関や保健所では、患者さんが服薬するところを目の前で確認するDOTS(ドッツ：直接服薬確認療法)等、治療を確実にするための支援を行っています。

患者さんが学校や職場に戻ってきた時は、周りに感染させる心配はありません。患者さんを温かく迎えてください。



## その2 医療費の公費負担制度

感染症法(\*2)の規定により結核と診断され治療が必要となった方は、申請により、医療費の一部又は全額について公費負担の利用が可能です。詳しくは、お住まいの区の保健所支所(保健福祉センター)の窓口へお問い合わせください。

\*2感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

**\*結核患者医療費公費負担申請書について、詳しくは仙台市ホームページをご覧ください。**

## その3 接触者の健康診断

結核と診断された方の身近にいる方は、結核に感染している可能性があるため、保健所から必要な方に、健康診断(接触者健診)のお知らせをします。接触者健診の費用は無料です。

健康診断の結果、発病には至っていないものの結核に感染しており、潜在性結核感染症と診断されたときは、発病予防の薬を飲む場合があります。

結核についてのご相談・お問い合わせは  
お住まいの区の保健福祉センター管理課へ

青葉区役所(保健福祉センター管理課) TEL.022-225-7211(代)  
宮城野区役所(保健福祉センター管理課) TEL.022-291-2111(代)  
若林区役所(保健福祉センター管理課) TEL.022-282-1111(代)  
太白区役所(保健福祉センター管理課) TEL.022-247-1111(代)  
泉区役所(保健福祉センター管理課) TEL.022-372-3111(代)

### 詳細情報

(公財)結核予防会 結核研究所 <http://www.jata.or.jp/>

仙台市健康福祉局保健所健康安全課

TEL:022-214-8029/FAX:022-211-1915

<https://www.city.sendai.jp/>